

総務委員会提出議案

1. 極めて厳しい経済環境の中で懸命に経営努力をしている中小企業が、引き続きわが国経済の原動力として中心的役割を果たせるよう、国は、総合的な中小企業対策を早急かつ、確実に実施すること。
2. 国は、エコアクション21の認証・登録に取り組もうとする中小企業に対し、「コンサルティング費用」及び「認証・登録料」の補助金等の助成策を積極的に講じること。
3. 国は、土壌汚染対策に関する情報の整備、公開、発信、技術的な助言・援助に努め、中小企業が土壌汚染の調査及び浄化等に適切に対処できるよう助成等の支援策の強化を講じること。

税務委員会提出議案

<p>1. 消費税については、中小企業者の極めて厳しい経営環境を踏まえ、拙速な消費税率の引上げは行わないこと。</p>
<p>2. 法人税法について、次の通り改正すること。</p> <p>(1) 中小企業者の定義を資本金 3 億円以下に拡大し中小企業基本法と一致させること。</p> <p>(2) 中小法人（企業組合、協業組合を含む）の軽減税率の適用期間を 2 年間に限定せず、恒久的措置として本則に規定すること。</p> <p>(3) 事業協同組合等の軽減税率の引き下げを実行すること。</p>
<p>3. 中小企業者等の納税者の権利保護と円滑な課税制度確立のため、納税者権利憲章（仮称）を早急に制定すること。</p>
<p>4. 揮発油税、軽油引取税の暫定税率廃止を受け上乗せ分に相当する課税は廃止し、税制の簡素化などの見直しを行うこと。</p>

金融委員会提出議案

- | |
|--|
| <p>1. 中小企業の現状を緊急時と認識し、資金繰りの円滑化のために以下の策を講じて支援措置を強化すること。</p> <p>(1) 景気対応緊急保証制度を平成 23 年 3 月末以後も延長し、信用保証制度の充実を図ること。</p> <p>(2) 中小企業金融円滑化法がより有効に機能するよう、銀行等の努力義務・責務の遂行について適切な措置を講ずること。</p> |
| <p>2. 商工組合中央金庫の完全民営化は廃止すること。</p> |
| <p>3. 中小企業金融の円滑化と地域経済の振興・発展に重要な役割を果たしている信用組合が、協同組織金融機関としてその機能を一層発揮できるよう、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 中小零細企業の経営実態に即した金融検査・監督を実施すること。</p> <p>(2) 自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額を引き上げること。</p> |
| <p>4. 地域金融に配慮した郵政改革を実施すること。</p> |

流通委員会提出議案

1. 中小小売店に不当に不利益を与えている「スーパーや大型量販店の不当廉売」に対し、公正取引委員会は監視を強化するとともに、実効性のある「警告」「課徴金の適用」等をもって、迅速・厳正に対処するよう強く要望する。
2. 中小流通業者の配送・配達業務における「駐車違反の回避」と「安全作業の確保」のために、道路及び公営駐車場に「荷捌き用・配達用駐車スペース」を設置するとともに、ビル、スーパー敷地内の「物流バリアフリー」を指導する等の物流環境の整備を早急に実現すること。
3. 商店街の活性化を図り、地域住民の「コミュニティの場」と「生活の利便性」を確保するため、次の支援策を講ずること。
 - (1) 商店街が、環境負荷削減のため「LED 街路灯」を設置する場合は、これまでの「街路灯補助金」の助成枠を大幅に拡充すること。
 - (2) 商店街内の大規模チェーン店等に対し、商店街に加入し地域活動に参加するよう指導すること。
 - (3) 商店街の小売業・サービス業の経営の健全化を図るため、「改正まちづくり三法」を見直し、実効性のある大型店対策を推進すること。
4. 中小流通業者の厳しい経営環境を踏まえ、高速自動車国道の割引制度の継続と割引条件の緩和を強く要望する。
 - (1) 「大口・多頻度割引制度」を廃止することなく継続するとともに、割引条件となっている「車両単位の 1 台あたり平均月額利用額」を「3 万円超」から「2 万円超」に引き下げること。
 - (2) 「マイレージ割引制度」「夜間割引制度」「深夜割引制度」を廃止することなく、現状の割引率のまま継続すること。

組織委員会提出議案

1. 中小企業組合が、経済社会環境の変化に対応し積極的に展開できるよう、中小企業等協同組合法を次のように改正すること。

(1) 異業種組合の設立認可にあたっては、複数の行政庁に認可申請することなく認可行政庁を一元化すること。

(2) 組合制度の社会的信頼性を高めるために、設立認可基準及び役員の欠格要件に新たな規制を設けること。

2. 企業組合は、個人の創業を支援し、地域・社会への貢献を実現する制度であるので、企業組合の活用を促進するためメディア等を活用した普及啓発の措置を講じること。

併せて、制度の改正を行い、組合員比率及び従事比率の緩和並びに員外理事制を導入すること。

3. 国及び地方公共団体等は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じること。

(1) 官公需適格組合を始めとする中小企業組合を活用すること。

(2) 過度な低価格による発注をやめ、適正価格での発注を行うこと。

(3) 官公需適格組合制度を以下のように改善すること。

①建設業の官公需適格組合の受注体制評価における監理技術者については、組合員企業からの在籍出向を認めること。

②官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領を改正し、官公需適格組合の証明有効期間を一律3年間とすること。

4. 中小企業組合の活性化と健全な運営を図るため、中小企業組合士制度の普及と活用の措置を講じること。

5. 下請中小企業が、親企業の優越的地位の濫用による不公正取引により不当な負担を強いられることのないよう、親企業への指導・監督を強化すること。

さらに、「下請適正取引推進ガイドライン」の業種拡大と周知徹底を図り、下請取引適正化を実効あるものとする。

労働委員会提出議案

1. 1ヶ月60時間を超える法定時間外労働に対する割増賃金率（50%以上）の中小企業への適用は行わないこと。また、法定労働時間の特例措置対象事業場については、その特性等を踏まえ、現行の特例措置を維持・存続すること。
2. 労働者派遣法の改正に当たっては、中小企業の実情に十分な配慮をすること。
3. 社会保険・労働保険の保険料率については、中小企業の経営実態を十分に考慮し、過度の事業主負担について、抜本的な見直しを行うこと。
4. 中小企業の経営を圧迫するような地域別最低賃金額の大幅な引き上げは行わないこと。また、特定最低賃金（旧・産業別最低賃金）は廃止すること。